**「看護師等養成費補助金」の算定方法について**

**１　「総事業費」の考え方**

**（１）　総事業費の原則的考え方**

　　　　養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費の総支出額のことです。

　　　養成所の運営に要する経常的な経費とは、養成所の運営に不可欠な経常的経費を意

味します。

**（２）　「総事業費」に含まれない経費の例**

　　　　（１）の原則的な考え方から、「総事業費」には、次のような経費は計上しません。

　　　　　　ａ）　法人本部の運営費に充てるための操出金

　　　　　　ｂ）　施設整備に係る次の経費

　　　　　　　　　・請負工事費、大規模各所修繕費、設計事務費等

　　　　　　　　　・減価償却費

　　　　　　　　　・過去若しくは将来的な施設整備に係る長期借入金及び利息

　　　　　　　　　・将来的な施設整備に係る引当金または積立金等

　　　　　　ｃ）　土地取得に係る経費

　　　　　　　　　・土地取得に係る購入費等

　　　　　　　　　・過去若しくは将来的な土地取得に係る長期借入金及び利息

　　　　　　　　　・将来の土地購入のための引当金または積立金等

　　　　　　ｄ）　養成所運営の経常的な経費に充てるための引当金または積立金等

　　　　　　ｅ）　奨学金、修学資金に係る経費

　　　　　　ｆ）　翌年度への繰越金

　　　　　　ｇ）　予備費（決算時）

上記については、経費の性格により区分しているものであり、経費名により区分

しているものではありません。必要に応じ、経費の支出目的などを関係資料により

徴求していくことがあります。

　なお、次の経費については、養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費とし

て「総事業費」に計上することができます。

ａ）　当該年度末の退職給与積立累計額が退職給与必要額を上回っていない

場合の退職給与積立支出

※　退職給与必要額：限度額は現在の職員が退職時に必要とする総退職金額

　　　　　　ｂ）　養成所の運営の上で、緊急的に必要な補修等に係る少額な修繕費

**（３）　複数の教育課程等との経費の按分**

　　　　複数の教育課程あるいは養成所・学校を設置しており、光熱水費等の按分が必要

な場合は、生徒数、教員数、カリキュラムに基づく時間数及び建物面積等を用いた

論理的な根拠に基づき算定した当該課程の負担額を総事業費に計上することができ

ます。この際、課程毎の内訳書を徴求していくことがあります。

**（４）　他の国庫または道費補助事業に要する事業費**

　　　　他の国庫または道費補助事業に要する事業費については、別に経理し、本補助事業と経費が重複しないようにしなければなりません。

**３　「寄付金その他の収入額」の考え方**

**（１）　寄付金その他の収入額の原則的考え方**

　　　　原則として、施設整備に伴う収入以外の養成所の経常的な運営に関連する全ての

収入を「寄付金その他の収入額」に計上しなければなりません。

※　施設整備に伴う収入：・施設整備費に対する補助金

・施設処分に伴う収入

・施設整備を目的とした借入金

**（２）　「寄付金その他の収入額」に含める必要のない収入の例**

原則として、施設整備に伴う収入以外の養成所の経常的な運営に関連する全ての

収入が含まれますが、補助事業者が営利を目的としない法人である特殊性等を考慮

し、次のような経費については、「寄付金その他の収入額」に計上する必要はありま

せん。

　　　　　ａ）　過去若しくは将来的な施設整備に係る借入金の返済若しくは積立金を目

的とした収入（※１）

　　　　　ｂ）　当該法人に対する寄付金（法令等に別段の定めがある場合を除く）

　　　　　ｃ）　本事業による看護師等養成費補助金

　　　　　ｄ）　市町村や他団体等からの単独事業補助金

　　　　　ｅ）　資産売却収入

　　　　　ｆ）　法人本部所有資産等に係る受取利息・配当金等

　　　　　ｇ）　奨学金、修学資金の運営に係る収入

　　　　　ｈ）　養成所の運営に要する経常的な経費の赤字補填を目的とした設置者負担

金

　　　　　ｉ）　法人本部の運営費としての操出支出（※２）

　　　※１　ａ）については、学生納付金収入について、養成所の運営に要する経常的な

経費に係る分と施設整備に係る分の内訳をあらかじめ学則（やむを得ず規定が

困難な場合は理事会決定による細則）において明らかにしている場合に限りま

す。

　　　※２　ｉ）については、学生納付金収入について、養成所の運営に要する経常的な

経費に係る分と操出支出に係る分の内訳をあらかじめ学則（やむを得ず規定が

困難な場合は理事会決定による細則）において明らかにしている場合に限りま

す。

**（３）　経常的な設置者負担額**

　　　　経常的な設置者負担額（あらかじめ収支予算書等において設置者が負担するべき

経費として定め、毎年負担しているもの等）については、「寄付金その他の収入額」

に計上しなければなりません。

**（４）　他の国庫または道費補助事業に係る補助金収入**

　　　　他の国庫または道費補助事業に係る補助金収入については、別途経理し、「寄付金

その他の収入額」に計上する必要はありません。